

令和2年3月29日

保護者の皆様

青島日本人学校

校長 金森 孝子

【重要】2020（令和2）年度 新年度への対応について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、3月26日の中国政府発表により、外国人の中国への渡航が原則できなくなったことを踏まえ、本校として以下の決定をいたしましたのでお知らせいたします。

1. 4月末の開校が難しくなったため、開校日の日程は青島市教育局との協議により決定次第、後日お知らせします。
2. 開校時期についての見込みがたたない中、児童生徒の皆さんの先行き不透明な状態を少しでも解消し、安定して学習に取り組んでいただく手立てとして、4月からの日本の学校への「転入」または「弾力的な転入」をお勧めします。
3. 日本の学校への「転入」または「弾力的な転入」により、4月の新年度スタートから、児童生徒が遅れることなく学習を始めることが可能になります。「転入」、「弾力的な転入」のいずれの場合でも日本の学校への通学が可能です。「転入」と「弾力的な転入」の大きな違いは次の通りです。
 - ①日本の学校への「転入」：本校まで連絡をお願いいたします。転出の手続きを進めて参ります。本校から一旦籍を抜くことになるため、手続き後の授業料負担は発生しませんが、将来帰国子女制度での進学等をお考えの場合、在籍換算期間が中断されてしまう可能性にはご注意ください。
 - ②日本の学校への「弾力的な転入」：本校に引き続き学籍がおかれますので、引き続き毎月の授業料をお支払いいただくこととなります。一方で、将来帰国子女制度での進学等をお考えの場合、在籍換算期間が中断されることはありません。
4. 学則上は月末までに退学届が提出されない場合は翌月分の授業料のお支払いが必要になります。4月分の学費納入の期限（銀行引落日）は4月15日（水）とします。
5. 「転入」または「弾力的な転入」をされた児童生徒が、本校に再入学する場合には、原則として入学金を改めてお支払いいただく必要はありません。

6. 開校までの間に、本校に在籍する児童生徒に対しては **zoom** を活用してネット配信授業を行うよう計画しています。これに伴い、新年度の教科書を本校まで取りにきていただく計画をしております。後日、改めて連絡させていただきます。

開校日については、保護者の皆さんのご関心も高く本校としてもできるだけ早くお知らせしたいと考えてはおりますが、現状、明確な日時をお示しすることができないことをご理解いただければと思います。

今後も、学校として一日も早く開校できるよう努力してまいります。児童生徒の学習機会が可能な限り確保されるよう、各ご家庭にてご検討いただきますようお願い申し上げます。